

## 令和5年度弘前市地域公共交通計画策定業務 仕様書

1. 業務名 令和5年度弘前市地域公共交通計画策定業務
2. 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

### 3. 業務の目的

弘前市では、これまでも、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画に基づき、まちづくりと連携しながら、鉄道や路線バス、乗合タクシー等が一体的かつ持続的に機能するよう、路線の再編や公共交通サービスの向上に取り組んでいる。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や中心市街地の活力低下の進行は著しく、また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、経済活動の停滞等による人流の変化が、公共交通利用者の著しい減少を招き、顕在化していた乗務員高齢化や人手不足等も相まって、交通事業者の経営状況が悪化している。限られた輸送資源を活用しながら、新たな社会環境へ対応した公共交通の構築が求められている。

今後、交通事業者の輸送資源が限られていく中においても、アフターコロナの新しい社会環境を見据え、持続可能な輸送サービス提供の確保に向けて、市民や交通事業者といった関係者のニーズや課題を的確に捉え、地域で共有し、地域が持つ輸送資源を総動員し、地域一体で対応していく公共交通体系の構築を目的として、弘前市地域公共交通計画を策定する。

### 4. 業務内容

業務内容は下記を想定しているが、詳細については提案事項とする。

#### (1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務目的・内容を把握し、業務の全体計画・実施体制・工程計画等を検討し、業務計画書を作成する。

#### (2) 公共交通に関する現状と動向の把握、既存計画の評価、課題抽出

##### ①地域の現状の把握・整理

弘前市の人口動向、高齢化の状況、将来予測、市内の都市機能及び主要施設の立地状況や再配置・開発等の計画、市内及び周辺市町村との交流人口の状況等、地域の現状を把握、整理する。

##### ②地域・市民の移動特性、ニーズ等の把握・整理

住民及び公共交通利用者の移動実態（日常的な行動圏、施設利用圏域等）、公共交通に対する評価・要望、公共交通に対する利用意向等、住民及び公共交通利用者の移動特性やニーズを把握、整理する。

### ③地域公共交通の現状と動向の把握・整理

市内及び周辺市町村の拠点と連絡する公共交通（輸送サービスの資源）を把握した上で、その運行状況と利用特性、サービス提供状況（サービス密度、カバー率等）、収支状況及び運行財源、運行事業者の経営状況及び課題等の問題意識・要望、交通事業者間の連携実態と連携上の課題等、公共交通の供給実態と将来見通しを把握、整理する。

人口や移動・交流の現況及び将来需要と公共交通ネットワーク・サービスの現状及び将来見通しの検討、需給バランスによる採算性・行政支援の変動について検討する。

### ④上位・関連計画、他部局の交通・輸送関連施策・予算等の把握

総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の他、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境等の分野も含め、公共交通（地域の輸送サービス）に係る方針・考え方、施策・事業、目標設定、評価指標ならびに施策・事業の予算規模・実績推移を把握、整理する。

青森県及び周辺市町村の公共交通関連計画における弘前市、市内拠点との連絡・連携、責任分担、費用負担についても把握、整理する。

### ⑤既存網形成計画・再編実施計画の評価

既存の網形成計画及び再編実施計画の内容、施策・事業の進捗状況及び取組上の課題、実施効果について検証、評価する。

### ⑥地域公共交通の現状・問題点の分析整理、課題の抽出

地域の社会・経済状況（人口動態や企業立地等）、住民・公共交通利用者のニーズ、公共交通（輸送サービス）の状況や見通し、交通事業者の意向、まちづくりの動向、既存計画における取組実績等を踏まえ、地域公共交通に関するサービス、体制（運行や財源）、需給ギャップの問題点を分析、整理する。

既存計画による問題点への対応の可能性検討の上、新たに対応すべき課題を抽出、整理する。

### （3）基本方針・目標の検討

問題点・課題及び上位計画等での地域公共交通（輸送サービス）の位置づけを踏まえ、弘前市における地域公共交通（輸送サービス）のあるべき姿を検討し、「基本的な方針」として整理する。

基本方針の実現のために地域公共交通（輸送サービス）が具体的にどうあるべきかを目標として検討、設定する。目標は、その達成状況を定量的・客観的に評価することを前提に、データ収集分析に基づく数値指標と目標値を検討し設定する。

目標は、モニタリング・評価・計画へのフィードバックを行う体制、手法、タイミングも検討、設定する。

#### (4) 目標実現のための施策の検討

基本方針の実現、目標達成に必要な施策・事業内容について、関係者間の協議・調整、協働による取り組みを前提に検討、設定する。

施策・事業内容は、現在の地域公共交通のネットワーク、サービス水準、運賃体系、運営方法等の見直し・改善、新たな路線や手段等の導入、地域輸送資源の利活用、公共交通に係る環境の改善や整備、利用促進策、新技術活用等について、財源や収支のバランス、優先順位（事業スケジュール）、取組主体と関係機関の責任の明確化も考慮して検討する。

#### (5) 地域公共交通計画（案）の作成

地域公共交通活性化再生法（令和2年11月27日改正）に基づき「地域公共交通計画」への記載が定められている内容・事項を網羅し、検討結果を「弘前市地域公共交通計画（案）」としてとりまとめる。

また、計画の検討、策定にあたっては、国土交通省による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」に従うものとする。

#### (6) 地域公共交通会議の運営支援

弘前市地域公共交通会議（法定協議会）の運営に関する提案・助言、説明資料作成、会議への出席と技術的資料説明、議事概要作成を行う。会議は3回の開催を想定する。

#### (7) 業務報告書の作成

成果品として業務報告書を作成し、弘前市地域公共交通計画（案）を含む電子データとして発注者指定場所に納品する。

#### (8) 打合せ・協議

業務遂行のために必要な発注者との打合せ・協議を計3回（業務着手時、中間時、業務完了後納品時）実施する。

### 5. 成果品

成果品は、報告書正副各1部、電子記録媒体（CD-R等）1部とする。